

問合せ先

第八管区海上保安本部海洋情報部

監理課専門官 堀 浩二

TEL 0773-75-7373 (直通)

TEL 0773-76-4100

(内線 2511)

平成18年1月27日

第八管区海上保安本部

### “ヒヤリハット”シリーズ第3弾(敦賀編)！！

敦賀港付近を利用する誰もが活用できる「敦賀港情報図」「敦賀湾付近情報図」を作成し、インターネットでの提供を開始しました。

夏季の敦賀港水島付近（敦賀港情報図中の左上）における多数のウィンドサーフィンの往来や、立石岬沖合いでのプレジャーボート及び一本釣り漁船が多数集結（最大200隻）等で、小型船舶等が非常接近し『ヒヤリとした』『ハットした』との苦情が小型船舶関係者等から敦賀海上保安部に寄せられています。

このような“ヒヤリハット”を教訓に事故を未然に防止するため、第八管区海上保安本部では、主に小型船舶が、敦賀港内を航行及び出入港するに際し、海図に表現されていない航行に注意すべきポイントや、定置網・いかだの情報、ヨットハーバー・マリーナ等の情報を掲載した「敦賀港情報図」及び「敦賀湾付近情報図」をホームページで公開することとしました。

同情報図は、平成15年9月「舞鶴港情報図」、平成17年9月「宮津港等情報図」に続くシリーズ第3弾として公開するもので、敦賀港を拠点とする漁船や遊漁船はもちろん、京阪神などから訪れるマリンレジャー関係者にも広く活用していただける情報図です。

当本部では、これら情報図を公開し、より多くの方に利用していただくことが、敦賀湾及び港内を行き交う船舶の事故防止につながるものと期待しています。

なお、アドレスは以下のとおりです。

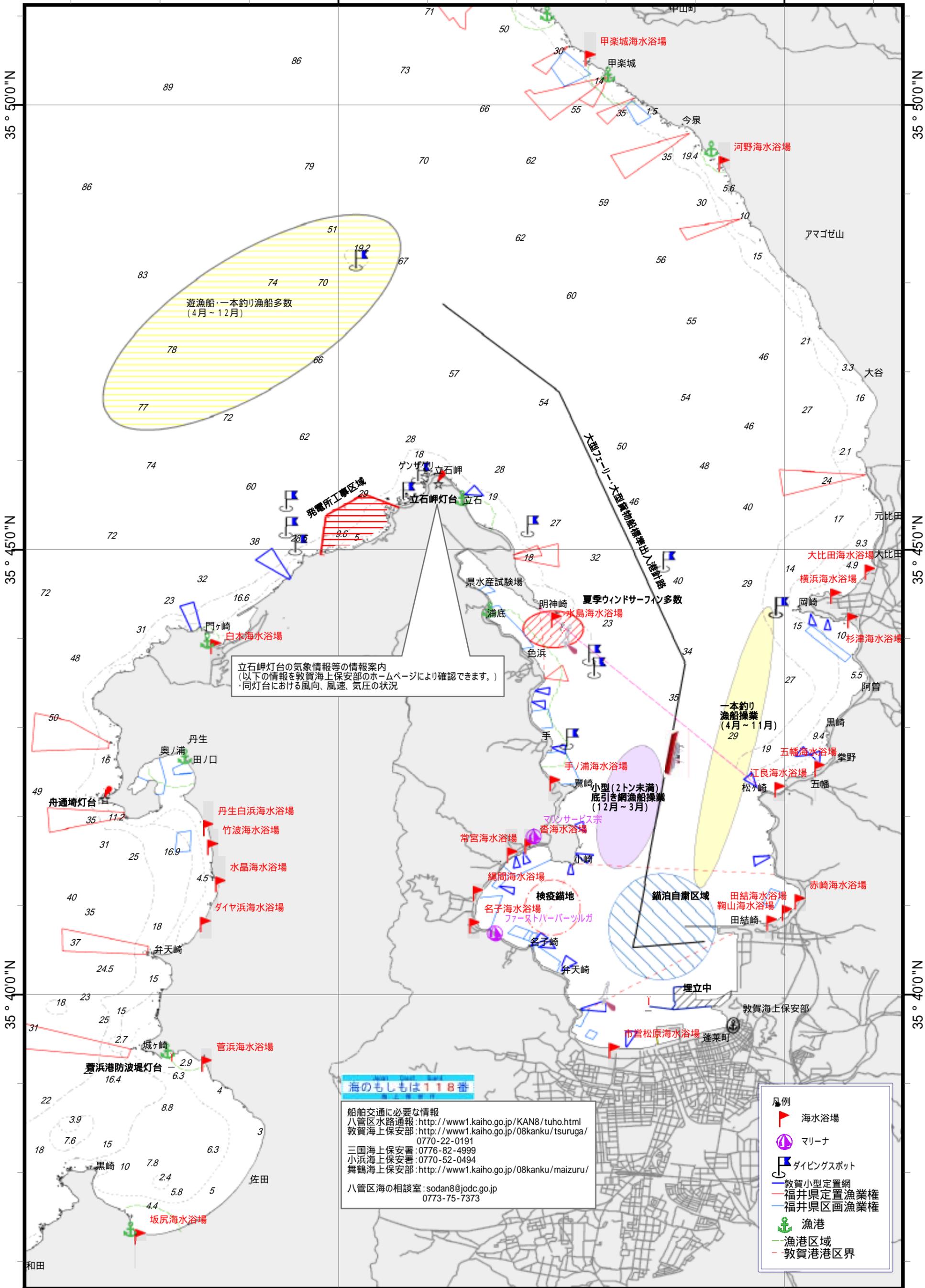
<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN8/jouhou/jouhouzu.html>

航海には海図を使用して下さい

# 敦賀湾付近情報図

平成18年1月  
第八管区海上保安本部海洋情報部  
136°5'0"E

136°0'0"E



立石岬灯台の気象情報等の情報案内  
 (以下の情報を敦賀海上保安部のホームページにより確認できます。)  
 ・同灯台における風向、風速、気圧の状況

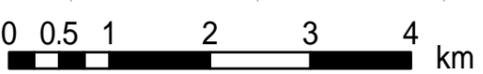
**海のもしものは118番**

船舶交通に必要な情報  
 八管区水路通報: <http://www1.kaiho.go.jp/KAN8/tuho.html>  
 敦賀海上保安部: <http://www1.kaiho.go.jp/08kanku/tsuruga/>  
 0770-22-0191  
 三国海上保安署: 0776-82-4999  
 小浜海上保安署: 0770-52-0494  
 舞鶴海上保安部: <http://www1.kaiho.go.jp/08kanku/maizuru/>  
 八管区海の相談室: [sodan8@jodc.go.jp](mailto:sodan8@jodc.go.jp)  
 0773-75-7373

- 凡例**
- 海水浴場
  - マリーナ
  - ダイビングスポット
  - 敦賀小型定置網
  - 福井県定置漁業権
  - 福井県区画漁業権
  - 漁港
  - 漁港区域
  - 敦賀港港区界

1:70,000

136°0'0"E



136°5'0"E

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)を使用したものである。(承認番号 平15総使、第622号)

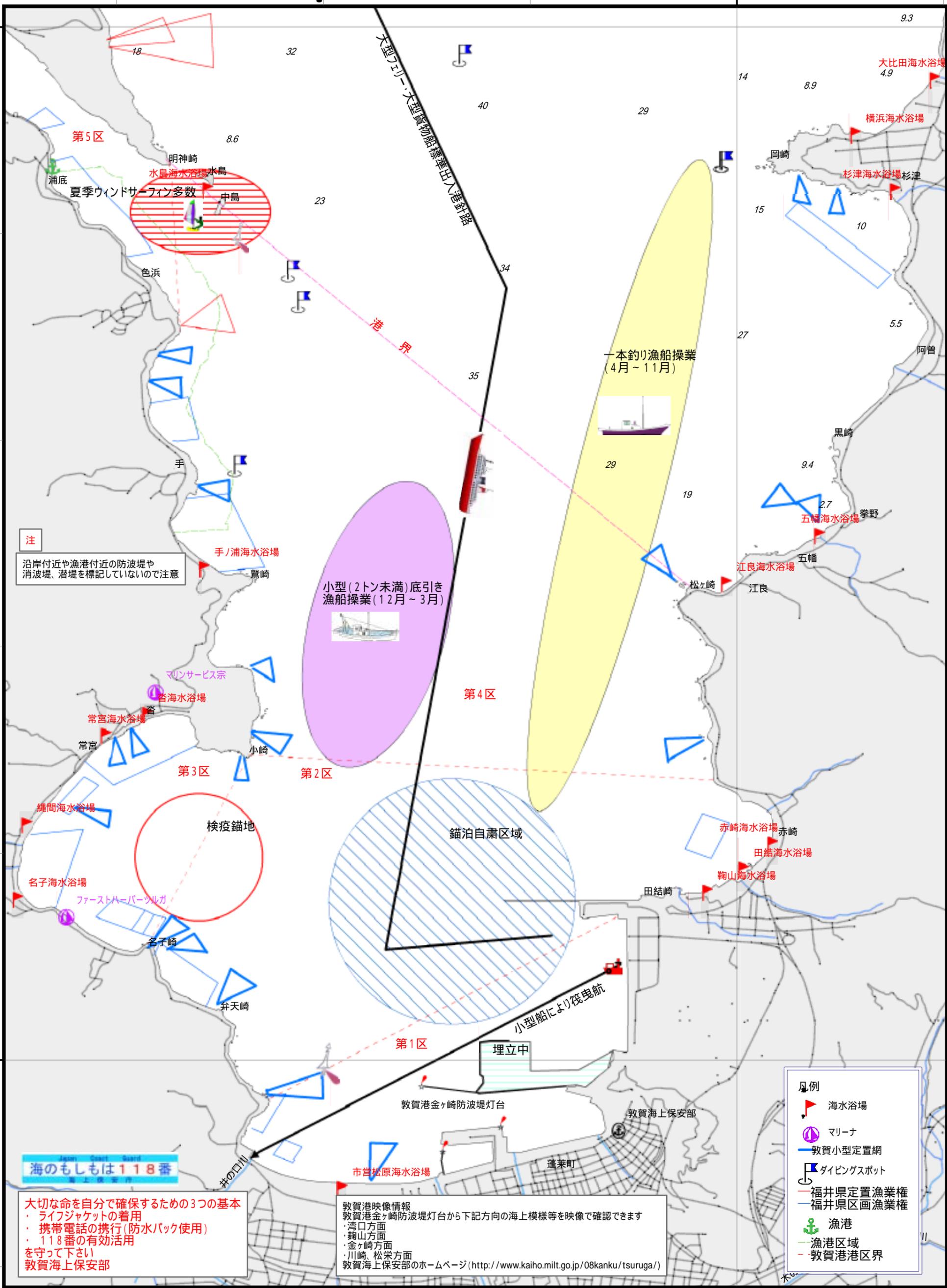
# 敦賀港情報図

136°5'0"E

航海には海図を使用して下さい

35°45'0"N

35°45'0"N



**注**  
沿岸付近や漁港付近の防波堤や消波堤、潜堤を標記していないので注意

大切な命を自分で確保するための3つの基本  
 ・ライフジャケットの着用  
 ・携帯電話の携行(防水パック使用)  
 ・118番の有効活用  
 を守って下さい  
 敦賀海上保安部

敦賀港映像情報  
 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から下記方向の海上模様等を映像で確認できます  
 ・湾口方面  
 ・鞠山方面  
 ・金ヶ崎方面  
 ・川崎、松栄方面  
 敦賀海上保安部のホームページ(<http://www.kaiho.milt.go.jp/08kanku/tsuruga/>)

- 凡例**
- 海水浴場
  - マリーナ
  - 敦賀小型定置網
  - ダイビングスポット
  - 福井県定置漁業権
  - 福井県区画漁業権
  - 漁港
  - 漁港区域
  - 敦賀港港区界

1:31,000

0 0.5 1 2 km

136°5'0"E

35°40'0"N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)を使用したものである。(承認番号 平15総使、第622号)